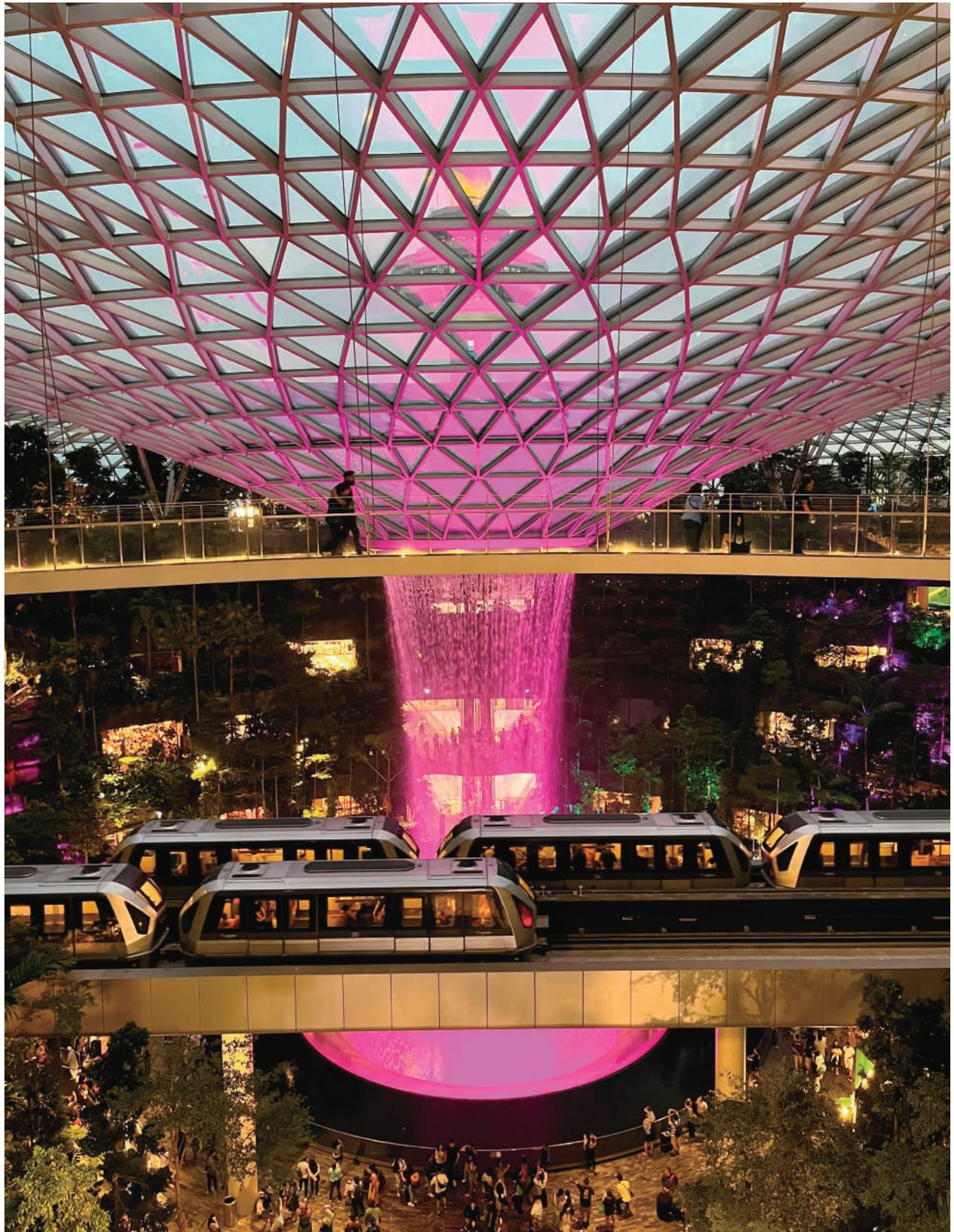


シンガポール日本商工会議所

MCI (P) NO.042/02/2023
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore
Website: <http://www.jcci.org.sg>



インド投資における注意点/紛争解決条項 ～シンガポールを利用したインド投資とインド紛争解決～

ONE ASIA LAWYERS GROUP: FOCUS LAW ASIA LLC
Group Managing Partner

栗田 哲郎

South Asia Practice Group Head

志村 公義



栗田 哲郎



志村 公義

はじめに

近年、米中間の貿易摩擦やアメリカ企業のインドへの生産移管などに伴い、2023年に入り、インドに投資をする日本企業が増加しており、当事務所の体感としてもインド案件に関する相談が急増している。

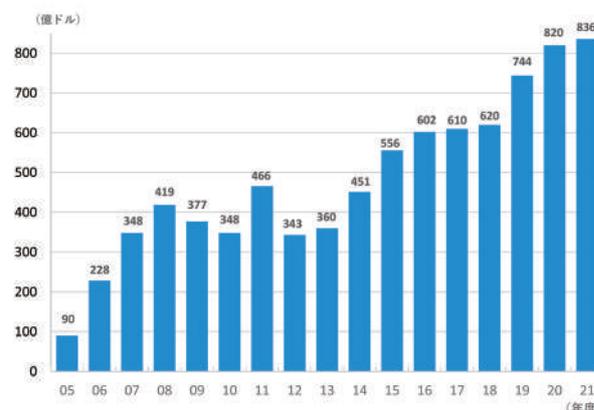
しかし、多くの日本企業にとって、未だにインド市場は未知の市場であり、それに伴うリスクを理解する必要がある。ビジネス上のリスクに加え、インドにおいては他国にはなく理解が難しい法律・規則が存在するため、そのような法律上のリスクを理解することも重要であり、そのようなリスクをどのように避けるべきか方法論を理解しておくことも重要である。

本稿においては、増加するインド投資とその背景、インド投資における法律上の留意点、インドにおける独特の法制度や慣習、そのようなリスクを避けるためのシンガポールの利用法、そして、どのような紛争解決条項を導入しておくべきか解説をする。

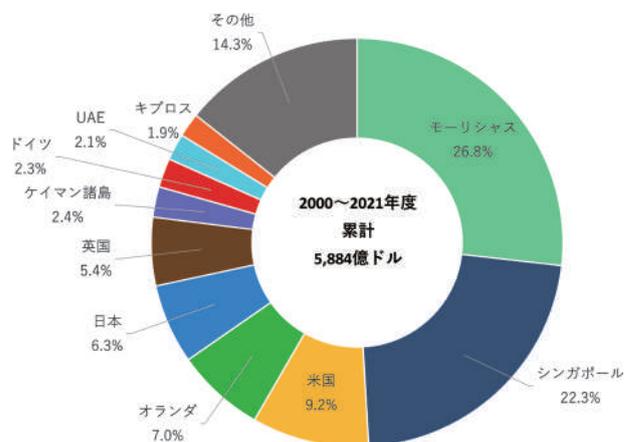
1. 増加するインド投資とその背景

(1) 急増するインド投資

近年、日本からインドに対する投資への注目が集まっている。インド政府商工省 (Ministry of Commerce and Industry) の Department for Promotion of Industry and Internal Trade の調査によると、2005年で90億ドルだった対インドの直接投資額は、2021年には836億ドルにまで増加しており、2020年の直接投資額は世界第6位だった。



図表1 対インド直接投資の推移 (実行額ベース)¹



図表2 インドの直接投資受入状況 (投資国別・2000～2021 年度累計)²

上記はインドへの国別直接投資額の割合を示したグラフであるが、特筆すべきは、モーリシャスが全体の26.8%、シンガポールが全体の22.3%も占めていることにある。この背景としては、インド・モーリシャス間の租税条約、インド・シンガポール包括的経済協力協定の発行に伴う金融投資の増加や、両国間の租税条約のキャピタルゲイン優遇措置によって、外国企業がモーリシャス・シンガポール経由で

インドに投資することで、節税などの利益を享受できることが挙げられる。

また、日本からの直接投資も全体で5位となっており、この数字からも日本企業のインド市場への注目度の高さが読み取れる。

(2) 増加の背景

近年のインド進出の増加の背景としては、①米中の貿易摩擦、②人口の多さといった2つの大きな要因が挙げられる。

まず2018年のトランプ政権から表面化した「米中の貿易摩擦」であるが、同年以降2023年の現在まで継続している。この米中間における関税の上昇の影響を受け、新たな製造拠点としてインドが注目されるようになった。インド政府も、「メイク・イン・インド」という理念を掲げ、PLI（生産連動型優遇策）をはじめとする数多くの政策を実行し、これも海外企業のインド進出への追い風となっている。その結果、外資誘致が促進され、急速な成長を遂げているのである。

また、インドにおける人口の多さも、インドへの投資が急増している要因の一つである。今年2023年には、インドは中国の人口を追い抜き、14億2800万人に到達した。インドの年齢別人口構成比は綺麗なピラミッド型を描いており、単純に労働力としての若者の数が多い。また顧客となる対象も、中国に匹敵するほどであり、ビジネス市場として大変優れている。そしてこの人口ボーナスは2040年まで継続すると予測されており、インドの成長に対する視線は、非常に肯定的である。



観光客が戻ってきたタージマハル

2. インド投資における法律の留意点/ インドにおける独特の法制度

このように、更なる成長が見込まれるインド市場に進出をする上で、注意しなければならない点はいくつか存在する。インドのモディ政権の発足以降、インドのビジネス環境は改善してきたものの、州ごとに異なる複雑で不透明な法制度、他社との厳しい競争、インフラの未整備などが日本企業のインド進出の阻害要因と指摘されてきた。

特に法制度については突然の大胆な改正が相次いでおり、例えば①2016年における突然の高額紙幣の廃止、②2017年におけるGST（財・サービス税）の導入、③2020年における厳格な排ガス規制「BS6」の導入、④その他、コロナ禍の厳格なロックダウンなどにより、経済・社会の混乱が繰り返されてきた。

(1) コモン・ローと連邦制

インドにおける法制度は、日本と大きく異なる。1947年までイギリスによる植民地支配を受けていたこともあり、コモン・ローの影響を強く受けている。インドでは判例・慣習を最重視しており、成分法はあくまでその補完として用いられているというのが現状であり、日本のシビル・ローとは法律制度の根本が異なっている。

さらに、インドは連邦制を採用しており、例えば、労働者の権利に関する法律も、連邦議会および29の州議会によって制定される。原則として連邦法は州法に優先し、労働者の定義や、弱者保護に関する全国的に統一が必要な事項については、連邦法に従わなければならないものの、連邦法のほかに州法の理解も必要であり、外国企業への大きなハードルとなっている。

(2) 独特な労働法制

インドにおいては、上記の通り、州法によって規定されている事項が多く、注意が必要である。その他、独特の労働法の規則も多く、例えば、インドにおいて、労働者は「ワークマン」と「ノンワークマン」に分類されており、インドにおける「ノンワー

クマン」は、そもそも労働法の適用を受けない。そのため、もし仮にインドで雇った「ノンワークマン」を解雇する場合、労働法に依拠することはできず、雇用契約に則って手続きを進めなければならない。

このとき、雇用契約に十分に解雇事項を記載していなければ、従業員との紛争に至る恐れがある。したがって、インドにおいて「ノンワークマン」を雇用する場合、あらかじめ解雇の手続きなどを定めておき、契約をしなければならないものとされている。

その他、最後に雇用された者からの解雇ルール（Last come first go、労使関係法典71条）、ある労働者が普通解雇された後、会社が新規採用を行う場合には当該普通解雇された労働者に対して他の候補者よりも優先して再雇用の機会を与えなければならないルール（再雇用時の優先原則、同法72条）など、独特の労働法・労働慣習が存在するため、注意が必要である。

(3) 独特な買収・株式譲渡に関する規制

インド企業の買収・株式譲渡についても注意が必要であり、インドでは、インド居住者と非居住者間における譲渡価格を自由に決定することができない場合がある。

すなわち、インドにおいて、「インド居住者がインド非居住者」から株式の譲渡を受ける場合、一定の価格以下で譲渡しなければならない、反対に「インド非居住者がインド居住者」から譲渡を受ける場合、一定の価格以上でなければならない。そしてこの一定の価格とは、「価格ガイドライン」に基づいて勅許会計士によって算出された「株式の公正な評価額」が基準となる。

つまり、インド非居住者がインド居住者と株式譲渡を行う場合、「常にインド居住者にとって有利」になるよう価格設定をしなければならない可能性があるため、注意が必要である。

3. 紛争を避けるための方策／紛争解決条項

このように、インド企業と取引をする場合、日本人の感覚にそぐわない場面が多く存在し、想定外の紛争に至る可能性がある。このような状況避ける

ための具体的な方策を、①契約書作成の重要性、②紛争解決条項・仲裁条項、③インド企業との交渉のコツの3つを紹介する。

(1) 契約書作成の重要性

まず、インドは英米法主義であるため、基本的には当事者の保護は契約書の規定に基づいてなされる。例えば、日本では車を知人に売ったとして、期日通りにお金が振り込まれない場合、日本では契約書に規定がなかったとしても、民法404・419条に基づき、法定利率3%の遅延損害金を求めることができる。他方、インドには日本のような民法が存在しないため、当事者は、民法による保護が受けられない。インドでは英米法主義がその根底にあるため、「契約書に盛り込まれていない内容は、権利・義務として存在しない」と解釈される傾向がある。かようなリスクを回避するため、日本企業がインド企業と取引をする場合、内容を十分に盛り込んだ契約書を作成する必要がある。

(2) インドの紛争解決制度および紛争解決条項の起案方法

そして、かように契約書を準備する場合、実際にインド企業と紛争が発生した場合に備え、予め契約書に紛争解決条項を盛り込む必要がある。インドにおける主な紛争解決制度には、裁判と仲裁がある。

①インドの裁判制度

この点、インドの裁判制度については、地方裁判所と高等裁判所、最高裁判所で構成されており、日本と同じく三審制がとられている。そして、インドでは紛争の数に比べて裁判官の数が少ない、結審まで数年から数十年に渡ることも珍しくない。したがって、日本企業はインド国内の裁判における紛争解決はなるべく回避し、代わりに仲裁（Arbitration）などの裁判以外の紛争解決条項にあらかじめ合意しておくことが推奨される。

②インドの国内仲裁制度

上記のようなインドの裁判の状況に鑑み、近年ではインドでは国内仲裁のインフラの強化に専念してお

り、国内仲裁の件数が増加しており、インド国内における仲裁機関には、(a) India Council for Arbitration (ICA)、(b) Mumbai Centre for International Arbitration (MCIA)、(c) Delhi International Arbitration Centre (DIAC) などがある³。



建設が進む工事現場「Building Nation, not a Road」

(a) India Council for Arbitration (ICA)

ICAは、インドを代表する仲裁機関の一つであり、1965年に非営利の仲裁機関としてインド政府と民間企業の主導のもとで設立された。本部はニューデリーにあり、インド全土に10の支店を有している。また、175席ある委員会室などの充実した設備に加え、インドの元首席判事、元最高裁判所判事、弁護士、元官僚、公認会計士、その他専門家など2500人以上の多様な仲裁人で構成されている点も特徴的だ。また、海外の仲裁機関とも連携し、毎年4500件以上の国内および国際仲裁事件を処理している。ICAによる仲裁の特徴は迅速かつ効率的な運営にあり、開始から終了まで仲裁手続全体を統括する独自の手続規則を制定するとともに、Fast Track Arbitrationという一定の時間の枠内で事案を処理すべきことを仲裁裁判所に要求できる制度があり、これらを用いて仲裁のコストを削減し効率的な運営を可能にしている。また、ADRの普及を使命として掲げ、数多くのADRに関する会議やトレーニングセッションを開催するなど、情報発信も積極的に行なっている。

(b) Mumbai Centre for International Arbitration (MCIA)

MCIAは、インドのムンバイにメインオフィスを構える独立・中立・非営利の仲裁機関であり、2015年に設立され、2016年に仲裁手続きの運営を開始した比較的新しい仲裁機関である。仲裁を効率的に行うための様々な規則が制定されていることが特徴的で、例えば、手数料の上限をあらかじめ決めておき、仲裁人との不要な料金交渉を省略するための制度や、緊急の場面で暫定的な解決を提供するために緊急仲裁人を任命する制度など、仲裁を効率的に行うための様々な独自の規則が定められている。

(c) Delhi International Arbitration Centre (DIAC)

DIACは、インド高等裁判所に併設された最初の機関仲裁センターとして2009年11月に設立された。「独立した、透明で、専門的な仲裁機関」として運営を続け、2018年には国際仲裁と国内仲裁とで公平な料金体系を規定したDIAC規則も制定された。デリー高等裁判所の敷地内に位置し、紛争当事者、仲裁人、弁護士にとってアクセスしやすい立地に設立されている。DIACは、充実した設備が特徴的で、プロジェクト付きのヒアリングルームやビデオ会議室などの最先端の設備を提供するとともに、国内外の研究ポータルへのアクセスが可能になっている。また、今般の仲裁の需要の増加にともない営業時間を拡大し、第2土曜日と日曜日を含む午前10時から午後8時まで営業している。

③ 第三国の仲裁機関

上記のようにインド国内仲裁機関の発展はあるものの、一般的な国際的取引の場合、下記のような国際的な仲裁機関を指定し、かつ仲裁地をインド国外にしておくことが推奨される。

- International Chamber of Commerce (ICC)
- Singapore International Arbitration Centre (SIAC)
- London Centre of International Arbitration (LCIA)
- Hong Kong International Arbitration Centre (HKIAC)

その主な理由としては、上記のインド国内の仲裁機関を選任し、インドを仲裁地としてしまった場合、仮に仲裁判断が出されたとしても、その仲裁判断の取消訴訟等の係属地がインド裁判となってしまう、インド裁判に巻き込まれてしまう可能性があるからである。すなわち、仲裁を選択する利点は、インド裁判に係属しないようにするためであるところ、インド国内仲裁を指定してしまうと、その仲裁判断が出された後の当該仲裁判断の取消訴訟等をインド裁判所に提起できるため、仲裁を選択したメリットが減殺されてしまう。このため、インド外の仲裁地を選択することにより、インドの裁判所に巻き込まれるリスクを提言することが肝要となる。

中でも、シンガポールにおいては、多くのインド人コミュニティが存在し、インド人からの信頼も厚いことから、シンガポールの仲裁地を選択し、Singapore International Arbitration Centre (SIAC)を仲裁機関として選択することが推奨される。

そして、SIACを選択する場合は、SIACのHPに掲載されているモデル仲裁条項を利用し、あまりこのモデル仲裁条項を変更しないことが推奨される。

<紛争解決条項>

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The seat of the arbitration shall be Singapore. The Tribunal shall consist of one (1) arbitrator.⁴

The language of the arbitration shall be English.

④準拠法および紛争解決条項

上記の紛争解決条項に加えて、契約の準拠法 (Governing Law) も定めることが多い。

<準拠法条項>

This contract is governed by the laws of _____.

この点、質問が多いのが、準拠法をインド法としながら、仲裁地をシンガポール、紛争解決機関をSIACとすることもあり得るのかという点であるが、このような合意を行うことは問題ないと言える。このため、準拠法をインド法としながらも、仲裁地をシンガポール、紛争解決機関をSIACとすることも有効であり、先方との交渉上、準拠法をインド法に妥協せざるを得ない場合であっても、仲裁地、紛争解決地は妥協しないように（例えばシンガポール仲裁などに合意するよう）交渉することを推奨している。

また、準拠法と仲裁地のいずれかを妥協しなければならない場合は、いずれを妥協すべきかと質問されることも多い。すなわち、先方インド当事者が、インド準拠法でかつインド仲裁を主張してきた場合、いずれを優先すべきかが問われる場合がある。この点、当事務所では、一般的に、準拠法をインド法に妥協せざるをえなかったとしても、紛争解決条項はインド仲裁ではなく、シンガポール仲裁を死守することを推奨している。理由としては、準拠法の問題は適切な仲裁人を選択することで解消できる可能性がある一方、①紛争解決条項をインド仲裁などに合意してしまった場合、インドの裁判所に仲裁の停止などの申立てを行われてしまう、②仲裁判断後にインドの裁判所に仲裁判断の取消の訴訟を提起されてしまうなどの問題が発生する可能性があり、インドの裁判所を避けた意味がなくなってしまう可能性があるからである。

下記の表の通り、準拠法が実体法であり、仲裁地などに関する条項は紛争解決の手続法を定めたものであり、仲裁地がインドに定められてしまうと、インドの仲裁法が適用されることが原則となり、仲裁手続きの適法性自体について判断を下せるのはイン

ドの裁判所となってしまうため、手続き自体がインド裁判所の判断によって停止、仲裁判断が取消されてしまうなどの可能性がある。このため、仲裁地を例えばシンガポールなど、仲裁手続きに対する理解度の高い法域に定めておき、手続き自体は適切に進められるように事前に同意しておくことが重要であると言える。

1. 準拠法条項 = 紛争の実体法を決定する条項 (例えば、損害賠償責任の有無、損害額の算定など)
⇒実体法の問題は適切な仲裁人を選任することで回避可能
2. 仲裁地に関する条項 = 紛争の手続法を決定する条項 (例えば、仲裁地がインドになるとインド仲裁法が適用され、仲裁手続自体の適法性などはインド裁判所マターとなる)
⇒手続き自体をとめられてしまうと紛争の解決自体が行えない可能性が高い

4. 最後に



G20開催会場

これから日本企業のインドへの投資が増加することはあっても、大幅に減少することはないものと思われる。その際、上記のようにインドに投資する場合は税務上のメリットをとるためシンガポールを利用し、インドにおける紛争解決を行うにあたっては、シンガポールなどの透明性の高い法域の仲裁を利用することが一般的には推奨されている。そして、インド・シンガポールはいずれもコモン・ローの法域であるため、慎重にコモン・ローの視点で契

約書の文言をレビューし、合意することによって、インド投資において発生する紛争リスクを可及的に低減しておくことが推奨される。

<訳注>

- 1 国際協力銀行インドの投資環境 第4章「直接受入動向」より
- 2 国際協力銀行「直接受入動向」
- 3 その他、Arbitration & Conciliation Centre – Bengaluru, Jammu and Kashmir International Arbitration Centre, Nani Palkhivala Arbitration Centreなどが挙げられる。
- 4 The Tribunal shall consist of three (3) arbitrators. として3名を選択すること可能である。なお、仲裁人間で意見が分かれた場合のため、2名、4名などの偶数の仲裁人は選択すべきではなく、5名なども仲裁人が多すぎ、コストが増大するため、一般的には避けるべきである。
- 5 なお、シンガポールで仲裁判断を得た後において、インド国内の資産に承認・執行する場合は、インドの裁判を経る必要があることには変わりがない。もっとも、インド国内仲裁にしていた場合、仲裁判断自体がインド裁判所によって取消されてしまうリスクがあること、仲裁手続中に仲裁の停止をインド裁判所に申し立てられるリスクがあることなどから、やはりシンガポールを仲裁地とした仲裁手続きが推奨される。

執筆者氏名

栗田 哲郎 (くりた てつお)

経歴

代表弁護士 (シンガポール法 (FPE)・日本法・アメリカNY法)。

2004年より日本の大手法律事務所 (森・濱田松本法律事務所) に勤務後、スイス・アメリカへの留学を経て、シンガポールの大手法律事務所 (Rajah & Tann) にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所 (ベーカーマッケンジー法律事務所) においてアジアフォーカスチームのヘッドを務め、日本企業のアジア進出・M&A・紛争解決に従事する。その後、2016年7月One Asia Lawyers Groupを創設 (シンガポールのメンバーファームはFocus Law Asia LLC)、2009年よりシンガポールに拠点を移し、2014年日本法弁護士としては初めてシンガポール司法試験 (Foreign Practitioner Examination) に合格、日本法・アメリカNY州法に加えて、シンガポール法のアドバイスも提供している。tetsuo.kurita@oneasia.legal

執筆者氏名

志村 公義 (しむら きみよし)

経歴

外資系法律事務所に8年間所属、外資系企業の日本投資案件 (コーポレート業務) を中心に執務を行う。その後、日系一部上場企業のアジア太平洋General Counsel、医療機器メーカーのグローバル本部 (シンガポール) での企業内法務に約10年間従事。19年4月からインドに駐在し、インドをはじめとしたバングラデシュ、パキスタン、ネパール、スリランカ等の南アジアの法務案件の対応を行う。2021年9月には、南アジア全8カ国の最新法務をまとめた日本初の書籍となる『南アジアの法律実務』(中央経済社) を出版。kimiyoshi.shimura@oneasia.legal